

1 開会及び閉会の日時

令和4年9月26日 午後3時37分～午後6時01分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	能島 裕介
教育次長	高橋 利浩
管理部長	西村 和修
学校教育部長	増田 裕一
教育総合センター所長	北垣 裕之
社会教育部長	橋本 貴宗
企画管理課長	西田 啓行
職員課長	西川 欣伸
学び支援課長	大森 康充
社会教育課長	松田 陽子
歴史博物館長	伊元 俊幸

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第43号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第44号 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱について
- (3) 議案第45号 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

日程第3 協議・報告

- (1) 尼崎市文化財保護審議会への諮問について
- (2) ユニチカ記念館の保存・活用について
- (3) 令和4年度全国学力・学習状況調査結果報告について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時37分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長

本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第44号 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱について」および「議案第45号 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」は、個

人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第44号」および「議案第45号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。次に、日程第3「協議・報告」の「ユニチカ記念館の保存・活用について」は、意思形成過程等の内容が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、本件も、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないことと決しました。また、「協議・報告」の「令和4年度全国学力・学習状況調査結果報告について」は、各学校の学力等にかかる個別の情報を含みますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、本件も、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。8月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりで。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。8月定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、8月定例会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2の「議案第43号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。西川 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは「議案第43号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして説明申し上げます。この規則は、地方教育行政の組織および運営に関する法律規定に基づき教育委員会の権限に属する事項と教育長に委任する事項について整理し、定めたものでございます。この度、学校運営協議会委員の任命、解任、委嘱、解嘱について、今後合理的かつ能率的に事務処理を進めていくにあたり、規定の整備を行う必要を認めましたことから、今回の改正を行うものでございます。改正の内容でございま

すが、2ページの新旧対象表の左側、改正後をごらんください。第5条第1項に、尼崎市学校運営協議会の設置に関する規則第7条第2項に規定する委員を委嘱し、もしくは任命し、又は解嘱もしくは解任すること、という文言を追記いたします。教育委員会の下部組織となっております学校運営協議会につきましては、この後、社会教育課所管の議案第44号および第45号でご審議いただく内容になっておりますが、その委員の任命、解任、委嘱、解嘱に関しまして、教育委員会に付議することとなっております。しかしながら、学校運営協議会委員の任命、解任につきましては、学校関係者の人事異動の内示が3月中下旬になりますことから、3月の教育委員会に付議する4月1日付の任命、解任事務が極めて短い日程での対応となります。さらに今後、学校運営協議会を導入する学校数の増加に伴いまして、任命等を行う人数も増加してまいりますため、極めて煩雑な事務処理となります。また、委嘱、解嘱につきましても、委員である地域の方のご都合によりまして、急な辞任等があった場合、速やかに現委員を解嘱し、後任の委員を委嘱する必要があること、このことから、教育長専決事項といたしまして、学校運営協議会の委員を委嘱し、もしくは任命し、または解嘱し、もしくは解任することを追加する規則改正を行い、合理的かつ能率的な事務処理をすすめていく必要があることから、一定の整備を行うものでございます。なお、改正後の規則の施行日は令和4年10月1日としております、また、3ページ以降に、現行の規則を参考として添付しておりますのでご清覧賜りますようお願い申し上げます。以上で「議案第43号」の改正内容の説明を終わらせて頂きます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 文科省では、学校運営協議会委員の委嘱、解嘱について、何か標準的な手続きが提示されており、今回はそれに沿った変更をするということか。

社会教育課長 文科省から委嘱、解嘱の手続きについて定めたものは特にございません。他市の状況を調べたことがありまして、近隣市で専決しているところはありませんでしたが、川崎市や三重県の亀山市では専決した内容を後日報告するという方策をとられていたり、コミュニティ・スクールが多い山口県の周南市におかれましては、代決内容を教育委員会で報告するというような取り組みをされていると伺っております。

中平委員 ケースとしては、専決という対応をとられている事例の方がどちらかというと少数派であり、その場合であっても教育委員会への報告は実施されている場合がほとんどということでしょうか。

社会教育課長 はい、専決されているところは少数派であると思います。全市町に確認はしていませんが、確認した市では報告をされているということなので、私どもも報告をするということを考えているところでございます。

- 中平委員 所感になるが、確かにこの事務手続きの煩雑さという課題は理解するが、一方で、教育委員として学校運営協議会であったりコミュニティ・スクールにも関わってくださっている方が、どのような立場の方でどのような顔ぶれの方かというようなことに関しては、情報としてだけでも触れさせていただくことが、実際に学校現場であったり、地域と学校の関係性を知っていく上でも非常に重要なことだと思うので、その辺りの報告はしていただきたいと思う。
- 白畑教育長 報告をする予定はあるのか。
- 社会教育課長 決定後にできるだけ早い時期にご報告をしたいと思っております。
- 中平委員 これは制度上、委任ありの専決という形になるのか。
- 職員課長 委任と専決では別でございまして、例えば委嘱が、教育委員会名となるのか、教育長名になるのかが変わってまいります。今回、この件につきましては委任するというのではなく、権限を下す専決という形になりますので、一旦、委員会としての決定を教育長までで行い、その後速やかに実施していくことになります。
- 中平委員 今の話だと委任なしの専決というような形なので、公印や発令は教育委員会名義で行われるということなので、あくまでも決定権というか所掌は、教育委員会の会議体ということになるかと思うので、専決という対応を取られても報告を上げていただくような対応が良いのではないかと感じた。
- 社会教育課長 委嘱、解任の煩雑に関しては4月が一番大変な時期となります。今年4月に初めて行いましたが、校長や教頭の人事異動を反映させようとするすと、まだ人事異動の発表がない中でその作業を職員課にお願いして内々で見させていただいた後、議案に間に合わせることをしておりましたが、これが2年に1回の更新なので、学校によって2年を迎える時期が異なるので毎年、全校中、半分ぐらいの学校が更新することになり、300人から400人オーダーの委嘱の名簿を作る必要が生じます。その中に校長と教頭、教職員の方が何人かおり、人事異動前にチェックしてもらおうということが、正確にできるのかという不安がすごくありまして、今回ご相談して考えていただいた次第でございます。
- 徳山委員 学校運営協議会では校長が諮問機関的な役割をして、そこで何かを決定するわけではなかったと思うがいかがか。
- 社会教育課長 学校運営協議会はその学校運営に対して校長や教育委員会に意見を言うことができる権限を持っていますので、その意見を出すという決定はできるとは思います。
- 太田垣委員 協議会の会長は必ず校長先生なのか。

社会教育課長 運営協議会の会長は校長が指名する方になりますので、多くは地域の方や地域学校協働活動のコーディネーターをされている方に就任いただいております。

太田垣委員 協議会の責任者がその教育現場の校長であった方が、まとまりがあって、教育委員会のコミュニケーションが取りやすいかと思うがいかがか。

社会教育課長 尼崎市では校長が会長になっている学校はございません。教育委員会に意見を申し出るときは、校長を経由して申し出ていただくことになっておりますので、そこで一旦校長と協議がなされるものでございます。会長と副会長は校長が指名しますので、校長に相談できる人を選んでもらうようお願いしているところでございます。

中平委員 実際、私自身はこの学校運営協議会をもっと活性化していったって社会教育をどんどん進めていただきたいと思っている。例えば任期途中で新しい人材が出て、関わり方が出てきたときにもフレキシブルに委嘱をして、組織を活性化していただくようなことも今回の提案の中には含まれているという理解でよいか。

社会教育課長 今回もこの後また議案を出させていただくのですが、できるだけフレキシブルには対応したいと思っております。PTAの役員改正の時期等を目途に、調整できればと思っております。

徳山委員 県の他の委員だと6月が任期の更新時期の場合もあるかと思うがいかがか。

社会教育課長 多くの学校を見ておきますと、第1回の運営協議会を本当は4月にしたいのですが、なかなか難しく6月や7月に集まったりすることが多いのと思いますので、それでも間に合うかとは思いますが、あとはその学校が第1回運営協議会をどこで持つかによって、メンバー入れ替えをどんなタイミングとするのがいいのかということもあろうかと思っておりますので、現場とも摺り合わせをしたいと思っております。ただ、本当は3月に1年を振り返って、4月からの新年度の方針として素案みたいなものを3月に話し合うのが宜しいかと思っております。その後、できるだけ早めの5月から6月あたりで、今年度の方針や計画を決めていただいて、秋頃にもう1回様子を見ていただき、3月に振り返るくらいのサイクルで回していただくと理想的かと思っております。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第43号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第43号」は原案のとおり可決いたしました。それではここで、職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開いたします。日程第3「協議・報告」の「尼崎市文化財保護審議会への

諮問について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。伊元 歴史博物館長。

歴史博物館長

歴史博物館長でございます。お手元の資料をお開き願います。それでは、「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」ご報告申し上げます。この諮問は、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、諮問するものでございます。諮問先は、「尼崎市文化財保護審議会」でございます。尼崎市文化財審議会はそれぞれ各分野の学識経験者5人で構成されておりまして、現在の委員は、掲載の名簿のとおりでございます。諮問日は、令和4年11月中を予定しております。諮問内容は「令和4年度尼崎市指定文化財の指定について」でございます。次に、審議会にて調査・審議いただく尼崎市指定文化財の候補物件ですが、事務局からご提案する1件につきましてご説明

とくだいじだいぶつでんあがらなっしょますちゅうもん

をさせていただきます。候補物件名は、「東大寺大仏殿油納所枡注文」で、数量は「1巻」でございます。所有者は、「尼崎市」、所在地は、「尼崎市南城内10番地の2」でございます。次に、資料の概要につきましてご説明させていただきます。

とうゆ

この資料は、東大寺領のうちその年貢によって大仏殿などで使う燈油を賄うための「燈油料所」で使用されていた枡の記録です。鎌倉時代の古文書を網羅した『鎌倉遺文』の第18514号文書の原本にあたり、明治21年(1888)8月に国学者小杉楡邨が補写した年記、署名がある末尾部分の別紙とあわせて卷子装となっております。本

ます

こもんじょ

かまくらいぶん

すぎむら

物件は、平成3年(1991)に尼崎市が取得したもので、取得以前の伝来は明らかで

ひょうぐ

かんすそう

はありません。表具に経年劣化が認められたことから保存修理を行い、同様の卷子装

えいにな

とし、保存状態は良好です。補写部分の記載によれば、永仁2年(1294)3月に燈油聖の信聖が作成したもので、燈油料所が所在した大和・山城・伊賀の枡11個

の概要が列記されています。中世には地域ごとに使用する枡が異なることから年貢収

納時に再計量されますが、各枡に記載されているのは1斗あたりの再計量した容積で

しんしょう

す。同時期に信聖が作成した燈油料所の田畠の目録が東大寺文書にあり、一筆毎に面積や作人名のほか枡が記載されていますが、その名称とも合致しています。この田

しんしょう

畠目録は信聖が退任に際して後任への引き継ぎのために作成したものと考えられており、本資料も同様の目的で作成されたものと考えられます。燈油聖は布教活動

とうゆひじり

の一環として浄財の寄付を募り、燈油の調達を行った勸進聖集団でしたが、鎌倉時

かんじんひじり

代中期以降は寺内の燈油調達を担当する「燈油納所」、または「油納所」とも呼ばれる部署の職務を継承して料所の経営や各種の経済活動などを展開する一方、寺内諸堂の修理や寺領莊園の代官請負などにも携わるようになり、その拠点の「油倉」は中世後期の東大寺の寺院経営を支える重要機関となりました。本資料は中世後期に東大寺の活動を支えた油倉の母体である燈油聖の具体的な活動を今に伝える貴重な資料といえます。現尼崎市域には奈良時代に東大寺領となった猪名莊やその南部の浜地から発達した長洲莊などの同寺領莊園が所在し、近郊に位置するこれら諸莊は東大寺にとって貴重な存在となっていました。また、中世には港湾などの水上運輸の要地では物資の運輸・保管・中継ぎ取引などに従事する流通業者の「問丸」が活動し、尼崎でもその活動が確認されておりますが、周防国の東大寺領の経営に携わっていた油倉は尼崎問丸別所友久が連携してその年貢収納を行うなど密接な関わりを有していました。中世の莊園支配の実情を垣間見ることができる本資料は市内に現存する数少ない、鎌倉時代の文書であるとともに、中世の尼崎と関わりが深い東大寺の経済活動の実態を具体的に知ることができる資料でもあり、尼崎市指定文化財としての価値を有していると考えております。報告は以上でございます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 文字についてだが、燈油聖の信聖の「聖」は、性質の「性」ではないのか。

歴史博物館職員 こちらの文書字では「聖」を「性」と書いておりますが、恐らく「聖」という字の崩しを読み間違えて書かれているものだと考えられます。崩すと似通っておりますので。

他の文書でも信聖は「聖」で出てまいります。

中平委員 明治に補写されているとあるが、ここの三行を補写したのか。それともこの別紙の部分、全てが補写というわけなのか。

歴史博物館職員 こちらは原本になりまして、左側の紙が補写した部分です。末尾に赤字で補写した経緯が書かれていますが、黒字の「已上」と次の三行を小杉榎邨という人が補写したもので、この間には何らかの文書が続いたと思われるのですが、補写された時はもう欠失していたと考えられます。

徳山委員 当時の経済を分析している専門家の先生方は、いつでもこういった資料を確認できるわけだが、どういう形で知りえるのか。

歴史博物館職員 <sup>かまくらいぶん</sup> 鎌倉時代の古文書を網羅しました『鎌倉遺文』に、こちらの資料の原文が収録されております。これは一般に頒布されている資料集で、図書館等で見ることができ、活字版でそういったものを知ることができますので、それによって研究は進められております。ただ、原本と見比べますと、<sup>かまくらいぶん</sup> 『鎌倉遺文』との異同が出てくる場合もございますので、やはり原本で研究を進めていくのが第一だと考えています。

徳山委員 それを見れば原本がどこにあるかも書いているのか。

歴史博物館職員 <sup>かまくらいぶん</sup> はい、『鎌倉遺文』では、原本は古書店の売立目録にあるというふうな形で記載されています。

正岡委員 1 ページの概要の 6 行目、7 行目に取得以前の年代は明らかではないとあるが、どうということなのか。博物館資料として取得とあるから、どこかから取得されたのではないのか。

歴史博物館職員 こちらの資料は古書店から購入したものでございますので、その古書店がどのような経緯で取得されたかは、わかっておりませんということです。

正岡委員 古書店からこのような資料があるという連絡が入るのか。

歴史博物館職員 連絡ということではなくて、カタログ販売です。カタログを発行して買いたい方に買って頂くという形になります。

徳山委員 そうすると、歴博の担当者はそういう目録を常に入手しているわけなのか。

歴史博物館職員 当時、歴史博物館の資料取得基金という制度がございまして、資料の購入を進めておりました。その際に各社から届くカタログを日々見て、尼崎に関わる資料がないか確認をしておりました。

太田垣委員 因みに大仏殿というと、東大寺のことを指すのか。

歴史博物館職員 ここでは東大寺の大仏殿となります。

太田垣委員 原本はここまでということだが、東大寺と記されているところがないので、こういうスタイルは東大寺というような研究結果がでているのか。

歴史博物館職員 まず冒頭の2行目に大仏殿というのがありますので、それは東大寺の大仏ということとで間違いないと考えられます。内容的にも最後に東大寺で活躍した燈油とうゆひじり 聖しんの信しんしょうが書かれておりますので、こちらの古文書は、東大寺文書であるということは、それで推測されます。先程ご説明申し上げました通り、大仏殿をはじめとする東大寺の寺内の諸堂では、法要のときに火を灯しますので、その際に灯油が必要となります。その灯油を調達するためには、財源として各地に荘園を持っており、特定財源という形で燈油料所として設定された荘園から上がってきた年貢等で灯油を取得することになっており、その燈油料所において収納される年貢で使われる枡が、この資料に列記されている枡となります。この枡を調べますと、地域が大和の国と山城の国、伊賀の国ということがわかっております。

中平委員 小杉さんのところで、東大寺で影写して書いたということだが、これは東大寺に今も現存しているものがあるのか。

歴史博物館職員 最終確認はできておりませんが、東大寺におそらく写しが伝来しているかと思えます。その写しを活用して研究された方の著書にも、この文書が引用されているのですが、1行抜けておりますので、どうやら東大寺にあるものは1行抜けていると思われ  
かまくらいぶん  
ますが、この『鎌倉遺文』に収録されているものはおそらく原本から収録したため、こちらと一致しておりますので、間違いのない資料であると思えます。

中平委員 影写というのは写真ではないのか。

歴史博物館職員 影写は原本の上に薄紙を置き、透かしてその形を写すことで、昔ながらの古文書を写すやり方です。

中平委員 この資料の年期の確定は、小杉さんの補写や用紙の質等も含めて判断したのか。

歴史博物館職員 補写に年号があることに加え、同時期に信しんしょう 聖しょうが燈油聖を退任するにあたって、引き継ぎのために、燈油料所に関する様々な記録を残しておりますので、おそらくこれもその一環というふうに考えられるということから、永仁2年と考えて間違いはないと考えております。紙質等だけで年代の推定は、なかなか厳しいかと思えますが、あくまで見た限りで実際の科学的な検査をしたわけではありませんが、写真でご覧いただいてもなんとなくおわかりいただけるとおり、本紙部分が分厚めでやや古い料紙であ

るのに対し、補写したものは、明らかに近代以降の薄手の紙という違いがあるのではないかと思います。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会9月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、29ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。8月26日に「防災総合訓練」が開催されました。教育委員会事務局と各学校園は避難部として参加し、昨年度に導入された「災害マネジメントシステム」を用いて、被害状況や避難者の受け入れ状況の報告訓練を行いました。また、議会関係では9月7日から9日にかけて一般質問が行われました。「不登校児童や保護者への情報発信」や「校則の見直し」などの質問がなされ、答弁作成数は計43問でございました。次に、学校教育関係でございます。8月25日及び9月1日に各学校園の始業式を執り行いました。また、9月10日には「尼崎市スマホサミット2022」開催し、児童生徒がスマートフォン等の使用に関わるルール作りについて、学びを深めていきました。最後に、10月の主要行事予定表でございます。10月5日に「阪神地区中学校技術・家庭科研究大会」及び「英語研究大会」が本市中学校で開催されます。また、10日には「スポーツのまち尼崎フェスティバル」を開催予定としております。議会関係では10月4日から5日にかけて「総括質疑」が予定されております。教育委員会につきましては、まず、10月17日に「第3回教育委員協議会」を開催予定としております。開始時間は14時頃を見込んでおりまして、内容は双星高校の施設見学等を予定しております。詳細は決まり次第、別途連絡させていただきます。教育委員会10月定例会につきましては、10月24日15時30分からの開催を予定しております。報告は以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 先ほど防災訓練の報告がありましたが、先日の台風14号の接近に伴い、避難所として小学校を4校開設しました。

中平委員 人事の件について前回の平場で継続して議論したいと申しているが、どのような状況なのか。

管理部長 継続してお話していく考えではありますが、タイミングを見てお話ができればと考えているところです。

中平委員 これまで提案している課題感を共有していただければ、学校側との協議の体制についても調整や検討が必要かと思うので、教育委員会の平場でもいいので進めていく対

応をお願いしたい。例年11月に人事異動方針が出されるが、少なくともそれまでには議論し改善を図っていければと考えており、そうしたことが無い中では私としては承認することは難しいと考えている。私自身が危機感を持っていることも含めて、この場で要望させていただく。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会9月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会9月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時01分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会9月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。